

川崎市立住吉中学校いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校経営計画



学校経営方針 1 人権尊重教育を基に、一人ひとりの生徒を大切にしたい学校づくりを推進する。 2 教科指導を通し、「わかる授業」など魅力ある授業を工夫・実践する。また、教師の指導力を一層向上させ、生徒一人ひとりに確かな学力を身に付けさせる。 3 教師としての資質と指導力向上を図り、キャリア在り方生き方教育を中心とした教育実践を推進する。 4 生徒が学習しやすい教育環境の整備に努める。 5 家庭・地域との連携を図るとともに、開かれた学校づくりを推進する。

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

① 学力の向上	② 社会性の育成	③ 特別活動の活性化	④ 開かれた学校づくり
○基礎学力の確実な定着のための指導法の工夫 ○課題解決能力を高めるための授業の工夫と実践	○生徒一人ひとりと向き合う心の通う教育相談の充実 ○人間関係づくりやコミュニケーションづくりの推進	○生徒が主体的に取り組む学校行事の積極的な推進 ○生徒一人ひとりを大切にしたい学級経営の推進	○学校ホームページ公開による情報発信の推進 ○学校運営協議会や学校評価による学校づくりの推進

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

・基本的生活習慣の確立・道徳教育の充実・いじめや暴力は許さないという学校環境の確立 ・共感的・相対的な指導の推進	・基礎学力の確実な定着のための指導法の工夫 ・ユニバーサルデザインを考えた授業の工夫 ・課題解決能力を高めるための授業の工夫と実践	・校内授業研究の推進 ・キャリア在り方生き方教育の推進と進路指導の充実	・安全に生活できる環境づくり ・清潔で、豊かな心を育む環境づくり ・危機管理体制の整備	・授業参観・学級懇談会の定期的な開催と内容の工夫 ・学校だよりなどの発行の推進
---	---	--	---	--

重点に係る具体的な取組

基本的生活習慣の確立・道徳教育の充実(挨拶のできる生徒の育成・規範意識の確立など)・いじめや暴力は許されないという学校環境の確立	TT (チームティーチング)の効果的な活用(社会のわかる授業、保体の多様な種目別)	新学習指導要領の確実な実践及び道徳の時間の評価の工夫	安全に生活できる環境づくり(危険箇所)の点検・改善・修理など)	授業参観・学級懇談会の定期的な開催と内容の工夫
--	---	----------------------------	---------------------------------	-------------------------

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長 教頭 総括教諭 教務主任 学年主任 人権尊重教育推進担当 生徒指導担当
支援教育コーディネーター（CO） 教育相談担当 道徳教育推進担当 養護教諭
部活動顧問会顧問長 スクールカウンセラー（SC）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・校長、教頭
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・人権尊重教育推進担当、生徒指導担当
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・人権尊重教育推進担当、生徒指導担当
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・生徒指導担当
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・道徳教育推進担当
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・校長、教頭、人権尊重教育推進担当、生徒指導担当

【教育相談】

- ・教育相談のねらい、年間計画の作成・・・・・・・・CO、生徒指導担当
 - 1年生・・・主任、各担任 2年生・・・・・・・・主任、各担任
 - 3年生・・・主任、各担任 支援級・・・・・・・・主任、各担任
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・SC、CO、生徒指導担当
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・車養護教諭、CO、生徒指導担当

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部との連携・・・・・・・・生徒会本部担当
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・校外委員会担当
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・地域教育会議担当

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・人権尊重教育推進担当、生徒指導担当
- ・こども児童相談所との連携・・・・・・・・教頭、生徒指導担当

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針、重点目標の確認 ・構成メンバー、役割分担の確認 ・年間指導計画作成、確認 ・生徒指導研修会の開催(いじめの未然防止に対する取り組み、早期発見のための生徒理解や観察方法の習得、早期対応方法の理解など) ・いじめに関する報告書の作成方法についての研修 ・かわさき共生*共育プログラムの取り組みについて ・地区別生徒会の組織編制について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認 ・効果測定1 ・いじめ未然防止活動への取り組み(ポスター・標語制作等) ・学校生活アンケート1(回収・分析・検討)、教育相談の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認 ・【生徒指導点検強化月間】の取り組み(校内特別支援教育会議の実施、地域ふれあい活動の計画立案) ・生徒集会の実施(「より良い学校生活を送るために」)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教室の実施 ・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認 ・夏季休業中の対応についての確認 ・生徒指導研修会(教育相談等)の実施
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認 ・いじめ未然防止に関する職員研修会の実施 ・地域訪問の実施 ・学校生活アンケート2(回収・分析・検討)、教育相談の実施
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認 ・学校運営協議会への報告など
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認 ・前期反省とまとめ、後期の具体的な取り組みの確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認 ・学校生活アンケート3(回収・分析・検討)、教育相談の実施 ・効果測定2 ・冬季休業中の対応についての確認
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認
2	<ul style="list-style-type: none"> ・【学校体制振り返り月間】の取り組み ・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認 ・年間反省【学校評価】への反映 ・学校運営協議会への報告など
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年生徒の現状と指導経過を報告、今後の支援の方向性や具体的な対応の確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取り組み

生徒の自主的な取り組み

- ・生徒会生活委員と教職員が共に、朝のあいさつ運動を積極的に行う。
- ・毎月1回生徒集会を開き、生徒会本部役員や各種委員会から活動内容等の発信に取り組む。
- ・各学年の学級委員が中心となり、声かけ等を重点的に行う。
- ・部活動や委員会活動等の生徒会活動や体育祭や合唱コンクール等の学校行事で、学年を越えた異年齢交流を行う。
- ・部活動の各部が、地域の方々と連携・協力して学校内外の諸活動（美化活動等）を行う。
- ・生徒会主催の企画により、ボランティア活動や生徒会特別行事を行う。
- ・GIGA 端末での住中 BOX などを活用した「気づき、考え、行動する」ことが具体的に進められるように、自由な発想で発信する場や機会をつくり、皆で相互に相談や検討できる雰囲気や風土が醸成できるような地盤を生み出す。

地域住民や PTA の取り組み

- ・地域ふれあい活動再の構築に向け、新たな発想で地域や P T A の方々等と協力して活動を立案する。
- ・地域や P T A の方々等と協力して、保護者等が参加するあいさつ運動を行う。
- ・地域や P T A の方々、中原区役所危機管理担当が協力して行う地域防災訓練などに、様々な形で参加・交流する。